

令和7年4月1日

社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第6回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日 3年間

2 内 容

目標1 職場における妊娠・出産・育児に関する意識を高め、男性職員が育児休業又は子の看護等休暇を1名以上取得する。

（対策）

- 令和7年4月～ 改正育児休業法に関する周知資料作成
- 令和7年10月～ 周知資料の施設配布、職員回覧

目標2 所定外労働時間の削減を図り、全職員で年間300時間の削減を行う。（前年度全職員所定外労働時間計3,144時間）

（対策）

- 令和7年4月～ 所定外労働の要因を把握と各課・施設ごとに問題点の検討
- 令和7年7月～ 月1日ノー残業デーの設定（年110時間減）
- 令和8年4月～ 月2日ノー残業デーを設定（年300時間減）

目標3 年次有給休暇の取得を促進し、年間の平均取得率を5割以上にする。（前年度48.3%）

（対策）

- 令和7年4月～ 学校行事や家族の記念日など、子どもや家族と過ごす時間での年次有給休暇の取得促進文書作成
- 令和7年7月～ 取得促進文書の施設配布、職員回覧
- 令和7年10月～ 年次有給休暇の取得状況確認、計画的取得を指導（以降毎年10月に実施）